



がっこう ぼうしきほんほうしん 学校いじめ防止基本方針



はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていく取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

併せて、「いじめが起った場合のフロー図」や「浜田小学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校は、いじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

(1) 主体的に学ぶ子の育成を進めます。

- ① 聴き合い、学び合う授業づくりを行うことで、わかる授業・楽しい授業の実現に努めます。
- ② 各教科の基礎的・基本的な内容を身につけさせます。
- ③ 運動に親しみ、健康の増進に努める子どもの育成をめざし、体育の指導方法を改善します。
- ④ 子どもたちが互いの意見を聴き、その関わりを深めるようなコミュニケーション力を育てます。

(2) 心の教育の充実を進めます。

- ① 聴き合う、学び合う授業を通して、子どもたちが信じ合える仲間集団をつくります。
- ② 子どもの生活や家庭環境を把握するとともに、子どもが相談しやすい関係を築きます。
- ③ 寄り添う教育を重視し、自尊感情の育成を図ります。
- ④ 道徳の授業を工夫し、子どもの中に届く授業づくりを目指します。

(3) いじめのない学校づくりを進めます。

- ① いじめの早期発見に努め、職員が情報を共有し、協働して組織的に解決を図ります。
- ② 被害児童の心のケアに努め、加害児童への適切な指導を行います。
- ③ スクールカウンセラー等、子ども・保護者の悩みに対応できる相談体制を確立します。

2 いじめ防止啓発

(1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用します。

- ① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図ります。
- ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にします。

(2) 年間1回は人権に関する研修会に参加、人権同和教育の校内全体研修会など、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施します。

- (3) いじめに関するリーフレット「いつしょに考えよういじめ問題（保護者編）」かけがえのないこどもたちのために（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ追跡調査」いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する「学校と警察等との連携」を有効活用します。
- (5) 委員会活動を通して、いじめ防止啓発の内容の生活目標を設定するなど、児童が主体的にいじめ防止啓発を行なう取り組みを促します。
- (6) 各種相談機関を周知します。
- ① 「いじめや体罰等に関する相談電話（059-354-8169）」
 - 「いじめ相談メール（y-iijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp）」
 - 「不登校や発達障害に関する相談電話（059-354-8285）」（教育委員会）
 - 「青少年と家庭のみ相談電話（059-352-4188）」（こども未来部青少年育成室）
 - 「人権に関する相談電話（059-354-8610）」（人権センター）
 - 「被害少年の悩み、問題行動等（059-354-7867）」（北勢少年サポートセンター）
 - 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
 - 文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）（全国共通ダイヤル）

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくいかたちで行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

- (1) 日常的な取り組みを工夫します。
 - ① 教職員による日常的な児童との対話や観察、連絡帳等による児童の変化やサインに気づくための指導をします。そのため、日記、作文、生活記録ノート、班ノートなども活用します。
 - ② いじめ等問題行動の発生しにくい、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をします。
 - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行います。
- (2) 児童に、「いじめ調査」を年間3回（毎学期）実施し、いじめの状況を把握します。
- (3) 4年生以上の児童に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人一人の状況及び学級の状況を把握します。
- (4) 教育相談を実施します。
 - ① 「いじめ調査」「学級満足度調査（Q-U調査）」を基にして、教職員が児童一人一人に対して面談による教育相談を毎学期実施し、児童の不安や心配事等の心の状況を把握します。
 - ② 「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- (5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害児童の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害児童のケアも行います。
- (6) 緊急な被害児童の心のケアに対しては、臨床心理士の派遣を教育委員会に依頼します。
- (7) 学校だけで解決が難しい場合は、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣を教育委員会に依頼します。
- (8) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① 小学校低・中・高学年用、中学校用のデジタル教材「事例で学ぶNetモラル」（学校・園データベース参照）を道徳・社会科の授業や総合的な学習の時間等で活用します。
 - ② 「ケータイ・スマートフォン安全教室」等、外部の講師を招いての授業を積極的に開催します。
 - ③ 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加します。
 - ④ 「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修を行います。

- (9) いじめに関する通報及び相談を受けた場合は、通報または相談を行った人の個人情報を適切に保護します。また迅速に事案に対応するため、必要に応じて関係機関等で情報共有を行います。
- (10) いじめの認知件数が一件も無かった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか、確認します。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込みます、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめに係る行為が止んで、少なくとも3か月以上継続しており、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等で確認したことで、いじめの解消とします。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
- ① 構成員は、管理職、各学年代表、生活指導部長、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、学校運営協議会代表者に委員会参加を依頼します。
- ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取り組み」により、早期に解決を図ります。
- ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
- ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。

(2) 「生徒指導委員会」を行います。

- ① 構成員は、全職員です。
- ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎週協議します。

2 学校関係者及び各種団体との連携

- 学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携します。
- (1) P T A及び学校づくり協力者会議又は学校運営協議会と協働します。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行います。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携します。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

- 保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない子になるための関わりをお願いします。
- 教育基本法(第10条)にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努めてください。また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 児童のいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見したり、いじめのおそれがあると思われたりしたときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報をしてください。

2 児童として

- (1) 一人一人が、自己実現を達成するために努力を積み重ねるとともに、自己を大切にしつつ他者に対して思いやりの心をもち、主体的にいじめのない学校づくりに努めましょう。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めましょう。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ります。

- (1) 四日市南警察署（生活安全課）
(2) 北勢少年サポートセンター

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきます。

- (1) 北勢児童相談所
(2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
(3) 人権センター
(4) こども保健福祉課家庭児童相談室
(5) 男女共同参画課
(6) 文化国際課多文化共生推進室
(7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
① 児童が自殺を企図した場合
② 身体に重大な障害を負った場合
③ 金品等に重大な被害を被った場合
④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。